

所得税、市県民税の申告はお早めに！

正しい申告と納税にご協力ください

- ➔税務署の確定申告会場が「J A あいち中央刈谷支店」会場になりました。
※開設期間は2月3日(月)～3月31日(月)ですが、確定申告の期限は3月17日(月)ですので、お間違いないようお願いします。
- ➔出張申告相談会場及び市役所会場では、次の申告ができなくなりました。
該当する人は、「J A あいち中央刈谷支店」会場へお出かけください。
 - ①営業等所得、農業所得（お知らせ額の人を除く）、不動産所得がある場合
 - ②住宅借入金等特別控除を申告する場合
 - ③土地、家屋、株式等の譲渡所得がある場合
 - ④贈与税、相続税、消費税を申告する場合
- ➔出張申告相談会場及び市役所会場で確定申告をする人については、申告書第2表（申告書右側）をご自身で記入していただきます。記入を終えた人から順に番号札を配り、受け付けを行います

■申告書は自分で書いて郵送を
申告期間中、申告相談会場は大変混雑します。
一見難しそうな申告書の記入もやってみれば意外に簡単です。市民税課や刈谷税務署でのアドバイスや「申告の手引き、記載例」などを参考にして、ご自身で申告書を書いてみてください。
また、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」でも、簡単に作成することが出来ます。ここで作成した申告書は、お手持ちのパソコンでカラープリントし、必要書類を添付すれば、そのまま税務署へ提出することが出来ます。確定申告書A様式及びB様式のどちらも利用できますが、分離課税など申告内容により利用できない場合もあります。
なお、ご自身で作成した申告書は郵送でも提出できます。刈谷税務署（〒481-8523 刈谷市神明町3丁目501番地）へ郵送してください。 ※市県民税の申告書を提出する人は、返信用封筒をご利用ください。

出張申告相談会場の開設日程

今年から会場を変更した地区があります。お近くの会場へお出かけください。

●開設時間 午前9時～正午、午後1時～4時

月 日	会 場	対 象 地 区
1月28日(火)	二本木公民館	二本木・美園・緑・二本木新
1月29日(水)	南部公民館	東端・城ヶ入
1月30日(木)	南部公民館	石井・和泉・根崎
1月31日(金)	作野公民館	今池・住吉・篠目・井杭山・池浦
2月3日(月)	J A 桜井支店 (旧桜井南支店)	桜井・藤野
2月4日(火)	東部公民館	新田・弁天・新明・三別・平貴
2月5日(水)	安祥公民館	上条・安城・河野・古井・東新・浜富・法連・東明
2月6日(木)	西部公民館	箕輪・福釜
2月7日(金)	西部公民館	高棚・榎前
2月10日(月)	J A 桜井支店 (旧桜井南支店)	小川・東・姫小川・野寺・寺領・木戸・藤井
2月13日(木)	北部公民館	里・浜屋
2月14日(金)	北部公民館	橋目・柿碕・尾崎・宇頭茶屋・東栄・今本
2月17日(月)～ 3月17日(月) (土・日曜日 を除く)	市役所 大会議室 (本庁舎3階)	市内全域

※市役所では2月14日(金)までは受け付けできませんので、お間違いないようお願いします。

■申告が必要な人は？
①営業、農業、その他の事業所得があった人 ②家賃、地代などの所得があった人 ③給与のほかに所得があった人 ④2か所以上からの給与を受け取った人 ⑤生命保険契約等に基づく満期及び解約などの所得があった人 ⑥株式等の配当所得があった人 ⑦所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取った人 ⑧土地、建物などの譲渡所得があった人 ⑨公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）などの所得があった人で、社会保険料などの控除を受けようとする人 ⑩そのほか前記以外の所得があった人

■申告用紙は1月下旬に発送
申告用紙は、昨年の状況に基づき、

申告が必要と思われる人へ1月下旬に送ります。
もし届かない場合は、申告相談会場か市民税課（所得税の確定申告書については刈谷税務署）でお受け取りください。なお、給与所得の人で還付申告の場合、申告用紙は送っていません。また、国税庁ホームページから申告書を取得することもできます。

■申告に必要なものは？
①申告書（郵送された人） ②収入金額のわかるもの（源泉徴収票など）
③生命保険・損害保険の支払証明書
④所得から差し引かれる社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など）の支払金額がわかるもの ⑤配偶者控除、配偶者特別控除

を受ける場合で、配偶者に収入があるときは、その所得金額のわかるもの（源泉徴収票など） ⑥筆記用具・電卓 ⑦認め印 ⑧昨年の申告書の控え

■国民健康保険・介護保険の納付証明、農業所得のお知らせ額は別便で発送
前記の納付額証明書やお知らせ額の通知は、申告書とは別に、該当する人へ市役所から直接お送りしますので、申告の際は忘れずにご持参ください。

なお、国民健康保険の納付証明書の再発行と納付額については国保年金課へ、介護保険料（自分で直接納付した人に限る）の納付証明書の再発行と納付額については高齢福祉課へ、農業所得のお知らせ額については市民税課へそれぞれお問い合わせください。

※今年から国民年金の収納事務が国へ移管されたので、市では納付証明書の発行はできません。申告には領収書、振替通知書などをお持ちください。証明書の発行と納付額については刈谷社

会保険事務所（☎21-2111）へお問い合わせください。

タッチパネルのご利用を

市役所会場に、2月17日(月)から3月17日(月)まで（土・日曜日は除く）、画面上の該当箇所をタッチする（押す）ことにより、税額が自動計算され、申告書が作成されるタッチパネルを設置します。簡単に操作できますので、ぜひご利用ください。

ただし、利用できるのは給与所得のみの還付申告をする人で、医療費控除を受ける人、中途退職した人、2か所以上からの給与所得がある人、年末調整漏れの所得控除がある人です。

申告書の書き方説明会を開催

給与収入のある人のみを対象に14年分の確定申告書（還付申告）の書き方を指導し、申告書を作成する説明会を開催します。なお、募集対象が限られ

ていますのでご注意ください。

●日程／対象 1月23日(木)・24日(金)／年末調整が済んでいて医療費控除を申告する人 2月12日(木)／年末調整が済んでいない人（退職所得を申告する人は除く） ※各日とも1日3回開催します。

●開始時間 ①午前9時 ②午後1時30分 ③午後5時30分

●場所 市民会館大会議室

●定員 各200人（先着順）

●持ち物 ①給与所得の源泉徴収票 ②昨年確定申告をした人は申告書の控え ③認め印、筆記用具、電卓 ④還付口座（申告者本人名義に限る）の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの ※①④のほか次のものが必要

です。 医療費控除を申告する人⑤医療費の領収書 年末調整が済んでいない人⑥所得から差し引かれる社会保険料の支払金額がわかるもの、生命保険・損害保険などの控除証明書など ⑦配偶者（特別）控除、扶養控除を受

ける場合で、配偶者及び扶養者に収入があるときは、その所得金額のわかるもの（源泉徴収票など）

消費税・地方消費税 申告と納付期限は3月31日

個人事業者の平成14年分の消費税及び地方消費税の申告と納付期限は、3月31日(月)です。

なお、今年から消費税及び地方消費税の申告相談は市役所会場では行いません。お早めに「J A あいち中央刈谷支店」へお出かけください。

申告が必要な人

①平成12年中の課税売上高が3000万円を超える個人事業者
②平成12年中の課税売上高が3000万円以下の個人事業者で、平成13年中までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
※平成14年分の納付する消費税額が0円の人でも申告は必要です。

ホームページのご利用を

税の相談にお答えする「タックスアンサー」、申告書の書き方がわかる「刈谷税務署ホームページ」でも情報提供をしています。

●タックスアンサー

<http://www.taxanser.nta.go.jp>

●刈谷税務署ホームページ

<http://www.nagoya.nta.go.jp/kariya>

広域還付申告センター開設

音声案内に従ってタッチパネルを押すだけの簡単な操作で申告ができます。また、申告書の配布、受け付けも行います。

●とき／ところ 2月3日(月)～26日(木)（土・日曜日、祝日を除く）午前9時30分～午後4時30分／J R名古屋駅中央コンコース「イベントスペース」、2月3日(月)～28日(金)（土・日曜日、祝日を除く）午前9時30分～午後5時／名古屋第二国税総合庁舎4階会議室（名古屋市中区）

●利用できる人 ①所得が給与のみで次の（ ）内の還付申告書を提出する人（医療費控除の適用を受ける人、中途退職した人で年末調整を受けていない人、年末調整漏れの所得控除がある人、2か所以上からの給与収入がある人） ②所得が年金のみ、または年金と給与の人 ※利用できるのは平成14年分のみです。詳しくは名古屋国税局個人課税課（☎052(951)3511）へお問い合わせください。

ここに記載した内容は、基本的な事項ですので、詳しくは市民税課、刈谷税務署（☎21-6211）、または申告相談会場でお尋ねください。

また、市役所会場は特に混雑しますので、時間に余裕を持ってお出かけください。なお、車でお越しの場合は、市役所西会館（旧婦人会館）周辺または市役所正面（ダイエー跡地）の駐車場をご利用ください。